

FirstGlobal メッセージ

siesta

2019.11月号 vol.197

発行元：〒540-0012

大阪府中央区谷町1-6-4

天満橋八千代ビル10階

(株)ファーストグローバルコンサルティング

代表取締役

戦略人事コンサルタント 品川典久

TEL 06-6910-3007 FAX 06-6910-3008

Email shinagawa@1gc.jp

URL <http://www.1gc.jp>

今月のトピックス

精神科は今日も、やりたい放題

今回は書籍のご紹介です。「精神科は今日も、やりたい放題」(内海聡 著・PHP文庫)でお医者さんが書いた本です。この本自体は今から8年以上前に出版され、10万部を超えるベストセラーになりましたが、昨年文庫本であらためて出版されたものです。少々過激なタイトルですが、内容も結構過激です。カバーの帯には「よくぞ書いてくれた!医療業界からも大反響」とありました。著者は、精神医学は詐欺だ、と述べています。精神科は不要、精神科医は危険な毒を出す薬屋であり、収容所の管理人にすぎない、とも。読んでいて、おいおい大丈夫か?と思いましたが、箇所によっては、なるほど、と頷ける点もあります。どんな精神科医も多量の精神薬を使い、良識的な精神科医でも必ず精神薬を使う。精神薬を多量に服用して、根治したケースを見たことがない、とも。弊社のクライアントの企業の社員でもいわゆる、うつ病などの精神疾患で、休職したり退職するケースを多々お見受けします。休職を認める場合は、大体就業規則上で医師の診断書を提出するよう、定められていますが、まあ精神科やメンタルクリニックの診察を受ければ、「〇週間の加療を要する」という診断書が出てきます。診断書を出された会社は休職を認めざるを得ません。正直なところ、こういったケースで不満をこぼす経営者、担当者を多くお見受けします。社内のしくみなので、運用上やむを得ないのですが、やはり健康管理は本人任せにする時代ではないと思います。健康管理を社員任せにし、ちょっと残業が続いた、社内の人間関係でこじれた、などで不調になり精神科を訪れば、必ず診断書が出て、休ませざるを得なくなります。場合によったら、それが業務上でのものと判断され、会社責任も問われます。そういったケースで裁判になり、損害賠償請求されたケースも多々見てきました。本の中で唯一?合点がいったのは体を動かすことが自分でできる症状改善の方法論のひとつであるということ。当たり前、と一蹴されるでしょうが、いかに本人に「行動変容」を起こさせるか、から考える必要があるのでは?詳しくはまた。

< next >

日本開催が、生きているうちは最初で最後であろう、ラグビーの世界カップの試合が行われており、日本が決勝トーナメントに進出できるか、気になるところです。主将のリーチ・マイケルを見るたび、レーザーラモンRGを思い出すのは私だけでしょうか?